

名古屋市総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8年 3月31日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市条例第37号

名古屋市総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例

名古屋市総合社会福祉会館条例（昭和57年名古屋市条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第 2中

「

3,600円	4,800円	8,400円	6,000円	10,800円	14,400円
1,800円	2,400円	4,200円	3,000円	5,400円	7,200円
900円	1,200円	2,100円	1,500円	2,700円	3,600円
2,200円	3,000円	5,200円	3,700円	6,700円	8,900円
900円	1,200円	2,100円	1,500円	2,700円	3,600円

を

」

「

5,400円	7,200円	12,600円	9,000円	16,200円	21,600円
2,700円	3,600円	6,300円	4,500円	8,100円	10,800円
1,400円	1,800円	3,200円	2,200円	4,000円	5,400円
3,300円	4,500円	7,800円	5,500円	10,000円	13,300円
1,400円	1,800円	3,200円	2,200円	4,000円	5,400円

に

」

改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和 8年10月 1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に使用の許可を受けている者及び使用の許可を申請し、受理されている者の使用料の額については、なお従前の例による。